

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告します。

令和3年4月5日

長野県上伊那広域水道用水企業団
企業長 白鳥政徳



記

1 業務の概要

- (1) 業務名 令和3年度 箕輪浄水場施設台帳等デジタル化業務委託
- (2) 箇所名 箕輪町 箕輪浄水場内
- (3) 概要
・各工事図面等スキャナー・デジタル化業務

(4) 期間 契約日 から令和3年11月25日

(5) 支払条件

ア 前金払 有
イ 部分払 無

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する要件

長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を「入札公告日から落札者決定日まで」の間、すべて満たしていることが必要です。

(1)入札参加資格(共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 ・長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 ・公告日現在の長野県建設工事入札参加資格者名簿に登録されたものであること。 ・長野県及び所在する市区町村に税の未納額がない者であること。
(2)入札参加資格業種及び区分	・建設コンサルタント
(3)施工実績に関する要件	・平成20年以降に、日本国内における上水道施設・下水道施設等の設計もしくは、管路網図作成や台帳業務を元請として履行した有すること。
(4)配置予定技術者に関する要件	<p>次の資格を有する技術者をいずれか1名配置できること。(公告日現在において当該資格を有している技術者に限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理技術者として、RCCM資格者もしくは測量士 ・照査技術者として、RCCM資格者もしくは測量士
(5)営業所の所在地に関する要件	・伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、南箕輪村、宮田村内に本店又は支店・営業所を有していること。

3 入札手続等

手続等	期間、期日及び期限	場 所
設計図書の閲覧(入手)	令和3年4月5日(月)から 令和3年4月19日(月)まで 注)1のとおり	上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団事務局
設計図書等の入手方法	同 上	長野県上伊那広域水道用水企業団 ホームページアドレス http://kamiina-suidou.jp/
質問書の受付 (質問書は様式第2号 を使用してください。)	令和3年4月5日(月)から 令和3年4月8日(木)まで 午後5時まで (土日、祝日を除く)	上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団事務局 FAX番号 0265-79-1130 メールアドレス kamiinaw@d7.dion.ne.jp
回答の閲覧期間	令和3年4月5日(月)から 注)2のとおり (最終回答期限) 令和3年4月9日(金)まで	長野県上伊那広域水道用水企業団 ホームページアドレス http://kamiina-suidou.jp/
入札書等の提出開始日 及び提出期限	<p>①入札書等提出開始日 令和3年4月16日(金) 注)3のとおり</p> <p>②入札書等提出期限 令和3年4月19日(月) 午後5時15分 注)4のとおり</p> <p>※郵送による場合 一般書留、簡易書留に限る</p>	(提出先) 〒399-4601 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団事務局

開 札 日	令和3年4月20日(火) 午前9時15分から 注)5のとおり	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団会議室
落札予定日	令和3年4月27日(火)	注)6のとおり
入札結果の公表	落札決定者決定の翌日	注)7のとおり

- 注1 閲覧時間は、企業団の休日を定める条例(平成18年企業団条例第3号)第1条第1項に規定する企業団の休日を除く午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とします。
- 2 質問内容により回答の閲覧(長野県上伊那広域水道用水企業団ホームページ(以下「ホームページ」という。)への掲載)に日数がかかる場合があります。ただし、最終回答期限までには回答します。
- 3 質問回答につきまして、応札のための積算に関わる事項をお知らせすることがありますので、当該日までの質問回答をご承知の上、入札書等の提出を行ってください。
- 4 郵送、持参にかかわらず、「9 外封筒及び中封筒貼付け用紙」を切り抜き、商号又は名称、担当者名及び担当者連絡先(電話番号及びFAX番号)を記載の上、外封筒及び中封筒の両方の表面に糊で貼り付けてください。
- 5 開札日当日の入札案件数又は入札者数により開札時間が遅れる場合があります。
- 6 落札者決定予定日は、入札参加資格要件審査の状況により変更する場合があります。
- 7 入札結果等は、ホームページに掲載するとともに、企業団事務局での閲覧により公表します。

4 地方自治法施行令第167条の10第2項(最低制限価格)の適用の有無
この入札は、最低制限価格を設けません。

5 落札者の決定方法等

- (1) 入札参加資格要件審査及び落札者の決定は、開札後に行います。
- (2) 入札参加資格要件審査は、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内の金額で入札した者(適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く)のうち最低の価格をもって入札をしたものから入札価格の低い順に実施し、入札参加資格要件を満たしている者1人が確認できるまで行いますので、指示のあった者は、指示があった日の翌日から起算して2日(休日を除く。)以内に「6 入札参加資格要件審査書類」に掲げる書類を持参し、提出してください。
- (3) 落札者の決定は、審査資料の提出があった日から起算して3日(休日を除く)以内に行いファクシミリ及び電話で連絡します。
- (4) 入札参加資格要件を満たしていないことを確認された者へは、入札参加資格要件不適合通知書(以下「不適合通知書」という)により通知します。
不適合通知書を受理した者は、その通知の発送日の翌日から起算して5日(休日を除く)以内に、書面により、入札参加資格要件を満たしていないことの原因について説明を求められます。
説明を求めた者へは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(休日を除く)以内に、書面により回答します。

6 入札参加資格要件審査書類

- (1) 長野県税及び市区町村税の未納が無い証明の写し

7 その他

- (1) 工事費内訳書については、「工事(業務)費内訳書の提出について」をご覧ください。
(2) 開札に立会う必要はありませんが、立会う場合には開始時刻までに入室ください。
(3) 「企業団建設工事に係る一般競争入札(事後審査方式)入札心得」をご覧ください。

8 入札担当(問い合わせ先)

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 2 1 3 4-3 2

長野県上伊那広域水道用水企業団事務局

電話 0265-79-1131 庶務係

9 外封筒及び中封筒貼付け用紙

(キリトリ線に沿って切り取り、外封筒と中封筒の両方の表面に糊で貼り付けてください。)

キリトリ

〒399-4601

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32

長野県上伊那広域水道用水企業団事務局 行き

入札書等提出期限 令和3年4月19日(月)

開札日 令和3年4月20日(火)

業務名 令和3年度 箕輪浄水場施設台帳等デジタル化業務委託

箇所名 箕輪町 箕輪浄水場内

商号又は名称

担当者名

担当者連絡先(電話番号)

担当者連絡先(FAX番号)

10 入札用封筒受付票

(入札書等を持参し、提出する場合で、提出したことを証する書類が必要な場合は、必要事項を記入し、切り取って持参してください。)

キリトリ

入札用封筒受付票

開札日 令和3年4月20日(火)

業務名 令和3年度 箕輪浄水場施設台帳等デジタル化業務委託

箇所名 箕輪町 箕輪浄水場内

商号又は名称

長野県上伊那広域水道用水企業団事務局 受付

工 事 設 計 書

長野県上伊那広域水道用水企業団

	局 長		係 長		監 査		設 計 者
事業名	令和3年 箕輪浄水場施設台帳等 デジタル化業務委託						
実施設計書							
個所名	箕輪浄水場内					種別	
設計大要			施工 期間	契約日 令和3年11月25日	から まで	施工 方法	
箕輪浄水場内施設等デジタル化業務委託 ・場内施設等 一式 第1期工事図面スキャナー・デジタル化業務 一式 第2期工事図面スキャナー・デジタル化業務 一式 更新・増設工事関係図面スキャナー・デジタル化業務 一式							
起 工 理 由							
平成30年12月12日の水道法の改正に伴い、水道台帳の整備を令和4年9月以降には義務化されます。 この法律改正の趣旨を尊重し、現在ある浄水場施設図等の紙による台帳から電子化を行うことで、今後の施 の管理を一元化することが出来るために今回場内施設等をデジタル化する。							
<u>金</u> 円							
				工 事 費			円
				消費 税 相 当 額			円
				計			円
変 更 請 負 算 出 _____ × _____ = _____							
		当 初	変 更	変 更 増 額			
設計額							
契約額							
消費 税 相 当 額							
計							

令和3年 長野県上伊那広域水道用水企業団 管路施設台帳デジタル化業務委託

業務委託内訳書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
計画準備工					1	業務		単価表1号
第1期工事			(図面スキャナー・デジタル化) (PDF, JPEG, TIF)		1	式		明細書第1号
第2期工事			(図面スキャナー・デジタル化) (PDF, JPEG, TIF)		1	式		明細書第1号
更新・増設工事			(図面スキャナー・デジタル化) (PDF, JPEG, TIF)		1	式		明細書第1号
直接業務費								
計画準備工 直接人件費					1	式		明細書第1号
スキャナー・デジタル化 直接人件費					1	式		明細書第1号
人件費合計								
間接原価		水道実務必携 設計業務積算基準参照	その他の原価		1	式		直接人件費 $\times \alpha / (1 - \alpha)$ α :35% 53.84%
業務原価			小計					
一般管理費		水道実務必携 設計業務積算基準参照						業務原価 $\times (\beta / (1 - \beta)) \times 1/2$ β :35% 26.92% 端数整理
※※ 管路施設等デジタル化業務価格 ※※								
※※ 消費税相当額 ※※								
※※ 箕輪浄水場施設台帳等デジタル化業務費計 ※※								
※※測量等 長野県建設部 計画調査標準歩掛 参照 ※※								
※※図面スキャナー・デジタルデータ化 市町村水道台帳歩掛 参照 ※※								
※※積算体系、職種、間接原価、一般管理費等 水道実務必携 設計業務積算基準参照 ※※								

工事竣工図書 スキャナー・デジタル化			明 細 書					第1号表	
名 称	品 種	形 状 寸 法	員 数	単 位 数 量	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
第1期工事	(図面スキャナー・デジタル化 (PDF,JPEG,TIF))				枚	450			単価表2号 精度管理費対象外
第2期工事	(図面スキャナー・デジタル化 (PDF,JPEG,TIF))				枚	650			単価表3号 精度管理費対象外
更新・増設工事	(図面スキャナー・デジタル化 (PDF,JPEG,TIF))				枚	1,700			単価表4号 精度管理費対象外
									直接人件費
合計									

計画準備工		1業務 当 単 価 表						第1号表	
名 称	品 種	形 状 寸 法	員 数	単 位 数 量	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量技師					人	0.50			
雑費					%	3.00			直接人件費の3%
計									
単位当たり					業務	1.00			精度管理費対象外
									直接人件費
第1期工事 関連工事資料・図面 スキャナー・デジタル化		1000枚 当 単 価 表						#REF!	
名 称	品 種	形 状 寸 法	員 数	単 位 数 量	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師					人	0.20			
技師 B					人	3.50			
技師 C					人	2.70			
技術員					人	9.50			
雑費					%	3.00			直接人件費の3%
計				1000	枚				
単位当たり				1000	枚				
単位当たり				1	枚				精度管理費対象外
									直接人件費
第2期工事 関連工事資料・図面 スキャナー・デジタル化		1000枚 当 単 価 表						#REF!	
名 称	品 種	形 状 寸 法	員 数	単 位 数 量	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師					人	0.20			
技師 B					人	3.50			
技師 C					人	2.70			
技術員					人	9.50			
雑費					%	3.00			直接人件費の3%
計				1000	枚				
単位当たり				1000	枚				
単位当たり				1	枚				精度管理費対象外
									直接人件費
更新・増設等 関連工事資料・図面 スキャナー・デジタル化		1000枚 当 単 価 表						#REF!	
名 称	品 種	形 状 寸 法	員 数	単 位 数 量	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師					人	0.20			
技師 B					人	3.50			
技師 C					人	2.70			
技術員					人	9.50			
雑費					%	3.00			直接人件費の3%
計				1000	枚				
単位当たり				1000	枚				
単位当たり				1	枚				精度管理費対象外
									直接人件費

令和3年 箕輪浄水場内施設等 デジタル化業務委託

数量総括表

業務1	業務2	数量	単位	備考
計画準備工		1	式	
第1期工事 関連工事	資料・図面 スキャナー・デジタル化	450	枚	
第2期工事 関連工事	資料・図面 スキャナー・デジタル化	650	枚	
更新・増設工事	資料・図面 スキャナー・デジタル化	1700	枚	

個別数量計算書

業務1	スキャナー・デジタル化 内訳枚数	数量
第1期工事 関連工事		
	敷地造成工	16
	浄水地築造工	33
	薬品沈殿池築造工 No.1	57
	薬品沈殿池築造工 No.2	66
	急速ろ過池築造工	44
	急速ろ過池上家築造工	27
	送水流量計室築造工	10
	場内配管工	12
	電気設備工	23
	場内擁壁基礎工	7
	小計	295
	$295 \times 1.5 = 442.5$	≒ 450

個別数量計算書

業務1	スキャナー・デジタル化 内訳枚数	数量
第2期工事 関連工事		
	排水処理設備築造工事 表紙	1
	排水処理設備築造工事 排水池	17
	排水処理設備築造工事 排泥地	18
	排水処理設備築造工事 濃縮槽	5
	排水処理設備築造工事 天日乾燥床	25
	管理棟及び付属建物築造工事 表紙	1
	管理棟及び付属建物築造工事 建築	48
	管理棟及び付属建物築造工事 構造特記等	18
	管理棟及び付属建物築造工事 建築機械設備	20
	管理棟及び付属建物築造工事 建築電気設備	20
	管理棟及び付属建物築造工事 附属屋外施	4
	排水処理機械設備工事	33
	場内諸設備工事 表紙	1
	場内諸設備工事 場内擁壁工	32
	場内諸設備工事 場内整備工	24
	場内諸設備工事 場内電気設備工	17
	場内諸設備工事 場内配管工	12
	場内管理棟電気設備	21
	計装設備工事	29
	計装設備工事2	19
	電気設備工事	44
	計装設備工事	19
	小計	428
	428 × 1.5=642	≒ 650

個別数量計算書

業務1	スキャナー・デジタル化 内訳枚数	数量
更新・増設工事		
	H17 原水アルカリ度計更新工事	20
	H21 濁度計更新工事	30
	H22 苛性ソーダ注入ポンプ増設工事	60
	H23 電気防食装置設置工事	10
	H23 粉末活性炭注入設備工事	24
	H23 第2ポンプ場更新工事	13
	H23 遠方監視制御装置更新工事 1/1.1/2 1/3~3/3	50
	H24 第1ポンプ場更新工事	10
	H26 水質測定装置更新工事	10
	H26 薬液注入設備更新工事 1/1	1
	H26 薬液注入設備更新工事 1/3~3/3	45
	H26 薬液注入設備更新工事 1/8~8/8	400
	H26 薬液注入設備更新工事 竣工図	68
	H28 受変電設備更新工事	60
	H29 第1ポンプ場受変電設備更新工事	100
	H30 第2ポンプ場受電設備更新工事	100
	その他施設更新、ポンプ取り換え等の図面等	300
	小計	1301
	1301 × 1.3=1691.3	≒ 1700

令和3年度

箕輪浄水場施設台帳等デジタル化業務委託

仕 様 書

長野県上伊那広域水道用水企業団

箕輪浄水場施設台帳等デジタル化業務委託

第1条 一般事項

設計積算の基本的考え方

歩掛は長野県 建設部 計画調査編の測量業務に準ずる
計画準備工については、業務全体の打ち合わせとして計上

- ・積算体系については、令和2年度水道事業実務必携を参照とし、
間接原価は、令和2年度水道事業実務必携の記載の率
一般管理費等の率については、令和2年度水道事業実務必携の記載の率の
50%を計上
- ・図面のスキャナー、デジタル化業務の歩掛は、近隣市町村の水道台帳補正
の歩掛を参照とした。技術者の職種区分等については令和2年度水道事
業実務必携記載を参照として、長野県建設部の単価を参照として計上

本業務に含める対象施設内容

- ・第1期工事図面スキャナー・デジタル化業務
- ・第2期工事図面スキャナー・デジタル化業務
- ・更新・増設工事関係図面スキャナー・デジタル化業務
- ・工事施行年度、工事名称、施工業者等
- ・各数量等詳細は、設計書の総括数量計算書、個別数量計算書による
- ・図面スキャナー枚数については、概算数であるため変更の対象とする。
- ・業務についての疑義が発生した場合は協議書を作成し、双方で確認すること。
- ・デジタルデータ化した全てについての著作権、所有権は発注者のものと
する。不正にデータのコピーを取らないこと。
- ・貸与する PC 及び周辺機器、業務上 USB の使用をする場合はあらかじめ企業団担当者の了解の上で行うこと。

第2条 デジタル化概要

1. 各施設の成果物の図面を借用書により貸与しての平面図、構造図、計装関係、機械類等のデジタル化を行う。
2. 施設ごとの(土木・建築工事分)と全体に係る電気系統、設備系統はPCに取り組んだ後まとめ方については、発注者側と十分協議して仕上げること。

第3条 パソコンの貸与について

1. 企業団は専用のパソコンを受託業者に貸し出し受託業務のデーター化処理を行うこと。
2. 受託業者は納品前に企業団内のPCのネットワークの起動を確認すること。
3. 受託者は貸与されたパソコンの不具合等が発生した場合は、企業団担当者に連絡を行い、場合によっては受託者で用意したPCにて業務を遂行するときは事前にそのPC環境等について先に届出て確認を受けること。
4. 貸与期間内のPCウィルス感染には万全をきすこと。
5. 今回のデジタル化業務でPCのデーター入力する者は業務開始前に企業団に名簿等提出すること。

第4条 その他特記事項

1. デジタルデーター等の入力は、業務受託者の事務所内にて行い、企業団から必要なデーターを借用して行うこと。その際適宜借用書等を提出すること。
2. 納品時に動作確認と修正、追加、閲覧について行う。
3. PC入力については、その業務を受託業者以外の者に再委託等させないこと。
4. 施設のスキャナー・デジタル化の細目等については、発注担当者と都度打合せを行うこと。

5. その他業務遂行上疑義が生じた場合は、委託側と受託側は誠意をもって解決にあたること。

6. デジタルのために借用した図書で、一部分解、切断しなければスキャナー機で読み込めない場合は、あらかじめ図書の複製方法を提案して、発注者側の了解をえること